

就任にあたって



消防庁長官 **高部 正男**

消防庁長官就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。はじめに、火災をはじめ各種災害から、地域の安心・安全を守るため、昼夜を問わず消防防災活動にご尽力いただいております全国の消防職員、消防団員及び消防関係者の皆様のご労苦に対し、心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

我が国の消防は、関係各位のたゆまぬご努力により、制度、施策等各般にわたり着実な発展を遂げ、国民の安全の確保に大きな役割を果たしてまいりました。

こうした中、多様化・大規模化する災害・事故等に対応するため、全国の消防本部の協力を得ながら、緊急消防援助隊の4,000隊規模への増強や高度救助隊の全国的展開・配備などに取組み、消防防災体制の一層の強化を図っているところです。また、国民保護のための措置の円滑な実施を図るため、現在、各市町村に国民保護計画の策定作業をお願いしているところです。

一方、今年に入っても平成18年豪雪や平成18年7月豪雨といった多種多様な災害が発生しましたし、弾道ミサイル発射のように国民保護の観点から見過ごすことのできない事案も発生しています。

このような災害・事故等から国民の生命、身体、財産を守り、安心・安全を確固なものとするこは消防行政の基本的責務であり、これを全うするため、消防庁としても、全国的・広域的な見地から消防体制のあり方の方向性を示し、充実強化・高度化を常に図っていかなくてはならないと考えております。

特に、昨今の大きく変化する消防へのニーズや人口減少という大きな変化に対応するためには、市町村の消防の更なる広域化が必要と考えており、本年6月、「消防組織法」の改正を行うとともに、7月には、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を定め、市町村の消防の広域化を推進しているところです。

また、全国的に減少傾向にある消防団員の充実についても、積極的な広報・啓発等を通じた参加の促進や、活動環境の整備といった各種の取組みを展開し、消防団員の確保に全力で取り組んでまいります。

さらに、救急業務の高度化・救急需要対策や住宅防火対策を含めた防火安全対策等も一層推進し、安心・安全な地域づくりを推進してまいります。

私は、消防庁長官として、国・地方を通ずる防災・危機管理体制の充実強化を図り、消防の使命遂行に全力を尽くしてまいりる所存でありますので、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

消防の動き



平成18年
9月号

No. 426

- 長野県岡谷市土石流災害現場へ職員を派遣
- 北朝鮮弾道ミサイル発射事案について
- 救急業務におけるトリアージに関する検討会
- 防災危機管理ブロック・ラボの開催について
- 消防団員確保の更なる推進について

FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



長野県岡谷市土石流災害現場へ職員を派遣

消防研究センター・応急対策室

平成18年7月15日頃から、梅雨前線が中国・北陸・中部地方に停滞し、活発化した雨雲は各地に断続的に豪雨をもたらし、同月18日から19日にかけて、各地で土砂災害等による被害が発生しました。気象庁はこの全国的な豪雨による被害を受け、「平成18年7月豪雨」と命名しました。

この災害による死者・行方不明者は全国で32名となっており、最も人的被害が大きかった長野県では死者・行方不明者13名、住宅の全・半壊38棟（18年8月22日現在）に達する等、同県の豪雨による被害としては過去10年間で最大規模となりました。

消防庁では、土石流災害による大規模な人的被害が発生した長野県岡谷市に職員を派遣、調査及び消防機関の救助活動に対する支援活動を行いました。

1 職員派遣までの経過

7月19日8時50分頃長野県より、19日早朝、岡谷市で土石流が発生し住宅20棟が倒壊、長野県内消防応援隊が出動したとの一報が入ったことに伴い、消防庁は同県との連絡体制を強化し、県に対し情報収集に努めるように依頼しました。9時30分頃地元諏訪広域消防本部から、岡谷市土石流は湊地区と川岸地区の2箇所が発生、湊地区では活動中の消防団員を含む行方不明者が数名いるとの情報を得ました。また、長野県から、全県的に土砂災害が発生、さらに天竜川が決壊したとの情報を得たことから、消防庁では、長野県岡谷市を中心とした中中信地方で被害拡大の恐れがあると判断し、緊急消防援助隊出動を想定した情報収集体制の強化を行いました。19日早朝に出動した長野県内の消防応援部隊は、岡谷市土石流災害現場、箕輪町天竜川決壊現場へ部隊を配備するものの、継続する降雨と高速道路の通行止め、全県的な豪雨による地元管内の災害対応など、応援部隊の活動も厳しいものとなっていました。



現地指揮本部での打ち合わせ状況

7月20日12時00分消防庁では、長野県内における被害の状況、今後の降雨による被害の拡大や消防活動の危険等を考慮し、被害情報の収集や消防の活動方針の助言等の支援活動を行うため、消防庁応急対策室2名と消防研究センターの土砂災害の専門職員2名、合計4名の職員派遣を決定し、消防庁を出発しました。

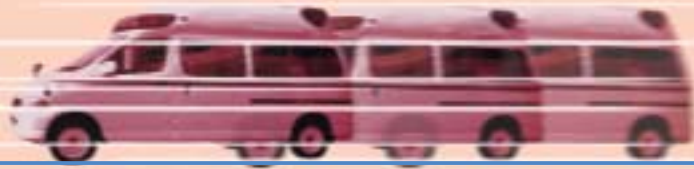
2 岡谷市土石流災害における消防庁派遣職員の対応

7月20日16時00分頃、消防庁派遣職員は、岡谷市湊地区の土石流発生現場に到着、直ちに救助活動現場及び土石流発生場所の現地調査を行った後、現地指揮本部において岡谷市総務部長の他、消防機関の指揮者である地元諏訪広域消防本部消防長、県内応援隊隊長（長野市消防局）、警察、自衛隊と今後の活動方針等について打ち合わせを行いました。当時の被害状況は、死者5名行方不明者2名であり、現地調査結果をもとに、消防研究センターの職員から、専門的な知見にもとづき、行方不明者2名の搜索活動継続のための安全管理方法、2次災害発生危険性等について、危険度の評価分析と活動上の安全確保に必要な助言を行うなど、以下のような支援活動を行いました。

- 現地調査による源流域の状況及びこれまでの積算雨量や降雨予測のデータ分析による土石流の再発危険の評価。
- 活動を行ううえで必要な安全管理のための土石流監視体制のための助言。
- 局地的で小規模な土石流発生危険に関する安全監視体制のための助言。
- 夜間活動における中止の判断をするうえでの要件についての助言。
- 避難勧告区域の設定や避難場所の安全確保に関する助言。
- 24時間体制で、降雨状況を継続的に確認するため、直近の



土石流発生現場上流部の調査状況



諏訪湖釜口水門事務所と連絡体制を確保し、定期的（1時間ごと）に時間雨量及び積算雨量の情報を確認。

- 広域の天気状況や土砂災害の発生危険情報を現地対策本部で常時監視するため、長野県危機管理局の協力を得て、インターネット接続可能なパソコンを現地対策本部に確保し、各機関の認識の共通化を図りつつ監視を実施。
- 現地本部に常時待機し、不測の事態への対応体制を確保するとともに、現地の降雨状況を監視。
- 21日3時30分過ぎからの降雨量の急増に伴う作業の中断等に関する助言。

21日3時30分過ぎから雨が強まり、作業中止の目安としていた基準値を超えました。現地対策本部において、活動隊の安全確保の観点から、同日4時に救助活動の中断が決定されました。その後消防庁派遣職員は雨がやんだ同日11時過ぎから、再度現場上流域等の現地調査を行うとともに、調査中の長野県諏訪建設事務所にて結果の共有を依頼し、これらを踏まえて、活動再開に関する助言等を行いました。

21日17時15分、現地指揮本部において対策本部長岡谷市長岡谷市長副席のもと、活動各機関による打ち合わせが実施され、諏訪建設事務所による土石流センサーの設置（22日中）を待って、23日から搜索活動を開始することが決定されました。この決定を受け、消防庁職員は、岡谷市の現場を引き揚げ、状況確認のため長野県庁等へ向かいました。

員は、現地到着直後から現地調査や今後の活動方針に助言等を行うなど、消防機関の活動支援が実施できたと考えています。

消防庁では、さまざまな災害において必要と判断される場合は、災害実態に応じた専門的知見を有する職員を現地に派遣し、情報収集・支援活動を行うこととしています。これら派遣者と各都道府県、市町村、そして消防本部・消防団との一層の連携が図れるよう、今後ともご協力をお願いします。

謝 辞

ここに記載した支援活動にあたっては、長野県危機管理局消防チーム、長野県諏訪建設事務所、釜口水門管理事務所、岡谷市役所の皆様のご協力を頂きました。記して感謝します。

長野県岡谷市土石流災害現場



3 おわりに

被害の最も大きかった岡谷市を管轄する諏訪広域消防本部は、消防長を中心に、連日の厳しい活動を行いつつも、警察・自衛隊との調整等、災害現場におけるリーダーシップを発揮しており、被災地指揮者としての責務を果たされていました。また、地元消防団についても、厳しい状況下にもかかわらず鋭意活動を継続されておりました。また、長野県内各地で被害が出ているなか、県内消防応援部隊は、地元の災害対応をしつつも長野県中信地方の各被災現場へ応援出動し、県隊長の統制下、積極的な活動を行っていました。

この度の長野県の土石流災害では、緊急消防援助隊の出動はなかったものの、消防庁では、被害の状況や活動現場の危険性、活動環境の特殊性等を考慮し、消防機関の安全かつ効果的な活動を支援するために職員を派遣しました。消防研究センター及び消防庁応急対策室の派遣職

行方不明者発見概要	
①②	7月19日 14:15
③	7月19日 14:38
④	7月19日 18:44
⑤	7月20日 4:25
⑥	7月20日 21:45



北朝鮮弾道ミサイル発射事案について

国民保護室・国民保護運用室

1 概要

平成18年7月5日(水)、3時30分頃、4時頃、5時頃、7時10分頃、7時30分頃、8時20分頃及び17時20分頃の7度にわたり、北朝鮮から弾道ミサイルが発射されました。3発目を除き、ミサイルはスカッド(射程距離約300~500km)またはノドン(射程距離約1,300km)とみられ、全て日本海のロシア沿岸に着弾しました(3発目はテポドン2号で、発射は失敗し、発射基地近くの北朝鮮沿岸部の海上に落下した模様)。

2 政府の主な対応状況

7月5日(水)

- 4時 官邸対策室設置
- 6時18分 官房長官会見実施
- 7時27分 安全保障会議開催
- 8時20分 官房長官声明発表

(主な内容)

- ・北朝鮮に対し、我が国として厳重に抗議し、遺憾の意を表明
- 11時45分 安全保障会議開催
- (内容)
- ・万景峰92号の入港禁止など9項目にわたる対北朝鮮措置を決定

3 国際的な主な動き

- 7月15日 国連安全保障理事会で北朝鮮非難決議
- 7月17日 主要国首脳会議(サンクトペテルブルグ・G8サミット)の議長総括で国連安全保障理事会決議の支持を表明

4 消防庁の主な対応

7月5日(水)

- 5時 情報連絡体制を確立
- 6時 情報連絡室設置(第1次応急体制)
(現在も継続設置中)

6時30分 都道府県へ緊急連絡発出

(主な内容)

- ・北朝鮮からなんらかの飛翔体が発射された模様
- ・消防庁では、関係者を直ちに参集させるとともに、午前6時に情報連絡室体制をとり、情報の収集に努めている

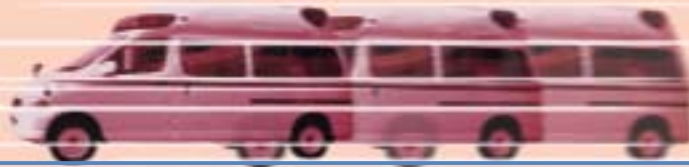
(以後、都道府県への情報提供を、7月14日までに計17回実施)

(参考) 都道府県への情報提供等の状況

7月5日(水)

- 6時30分 都道府県へ緊急連絡発出
- 8時33分 都道府県へ内閣官房長官声明を情報提供
- 10時47分 都道府県へ防衛庁発表資料「北朝鮮から発射された弾道ミサイル又は飛翔体について」を情報提供
- 11時36分 都道府県へ閣議決定の「特定船舶の入港禁止措置に関する情報について」を情報提供
- 12時40分 都道府県へ安全保障会議で取りまとめられた我が国政府の当面の対応について情報提供
- 17時25分 都道府県へ北朝鮮飛翔体発射事案に係る今後の消防庁等の連絡体制について情報提供

6 消防の動き



18時27分 都道府県へ第7発目の飛翔体について情報提供

7月6日(木)

17時29分 都道府県へ今後の消防庁等の連絡体制について情報提供

7月7日(金)

15時56分 都道府県へ防衛庁長官記者会見概要について情報提供

17時08分 都道府県へ消防庁等の連絡体制について情報提供

7月10日(月)

13時27分 都道府県へ地方公共団体の対応状況調査の回答依頼

16時30分 都道府県へ消防庁等の連絡体制について情報提供

7月11日(火)

17時15分 都道府県へ消防庁等の連絡体制について情報提供

18時05分 都道府県へ防衛庁長官記者会見概要について情報提供

7月12日(水)

17時15分 都道府県へ消防庁等の連絡体制について情報提供

7月13日(木)

16時50分 都道府県へ消防庁等の連絡体制について情報提供

7月14日(金)

15時58分 都道府県へ消防庁等の連絡体制について情報提供

5 都道府県の対応状況等

(1) 対応体制

連絡室等を設置	24団体
職員の増員等による連絡体制の強化	23団体

(2) 主な対応

会議の開催(33団体)、市町村・関係機関への連絡、漁業関係者への情報提供・安全確認、原子力発電所等からの情報収集や警戒の呼びかけ、マスコミへの情報提供、記者会見の実施、ホームページでの情報公開等を実施。

(3) その他

今回の事案に関し、7月12日開催の全国知事会議において、数県の知事から、迅速な情報伝達体制を確立すべきだとの意見があり、消防庁では、これらの意見を踏まえて、内閣官房に対して、国から都道府県へのより迅速な情報提供体制の構築を検討されるよう要請しているところである。

6 その他

今回の事案は、結果として、武力攻撃事態等として認定されるような事案ではありませんでしたが、消防庁では、弾道ミサイル攻撃のような場合に、迅速に住民に警報を伝達するシステムとして、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備を進めています。

(参考) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

津波警報、緊急地震速報、緊急火山情報、そして弾道ミサイル攻撃等といった対処に時間的余裕がない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム



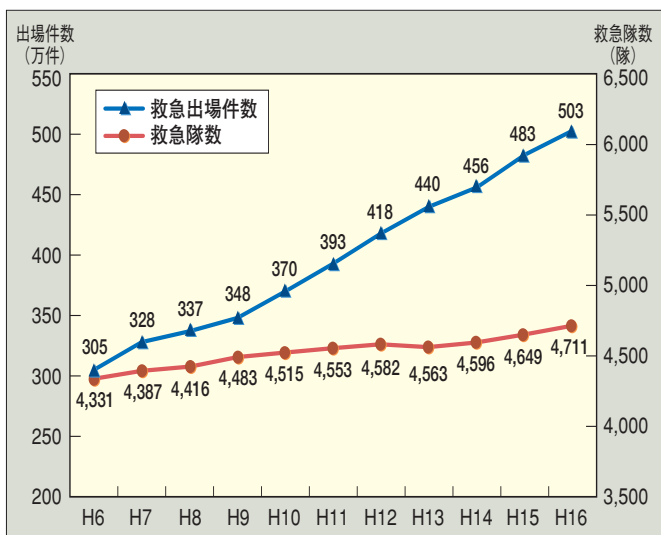
救急業務におけるトリアージに関する検討会

救急企画室

1 救急業務の現状について

消防機関が行う救急業務は、昭和38年に法制化されて以来その体制が逐次整備され、今や国民にとって必要不可欠な行政サービスとして広く認知されているところです。救急出場件数は年々増加し、平成16年中は約503万件に達し、平成6年中の約305万件に比較すると約1.6倍となっております。一方、最近の財政環境の厳しさを背景に、救急需要増加に対応した供給体制を充実することは困難な状況にあり、需給ギャップが拡大しつつあります(図1参照)。この結果、救急自動車の現場到着所要時間は少しずつ遅延する傾向にあり、平成6年中の平均時間は約5.8分であったものが、平成16年中は約6.4分となっております(図2参照)。このままでは今後の更なる高齢化社会の進展や住民意識の変化に伴う、救急需要の増加により、地域によっては、傷病者が発生した場合に、救急自動車による迅速な対応が困難となり、救命率に影響が出るのではないかと危惧されております。

図1 救急出場件数と救急隊数

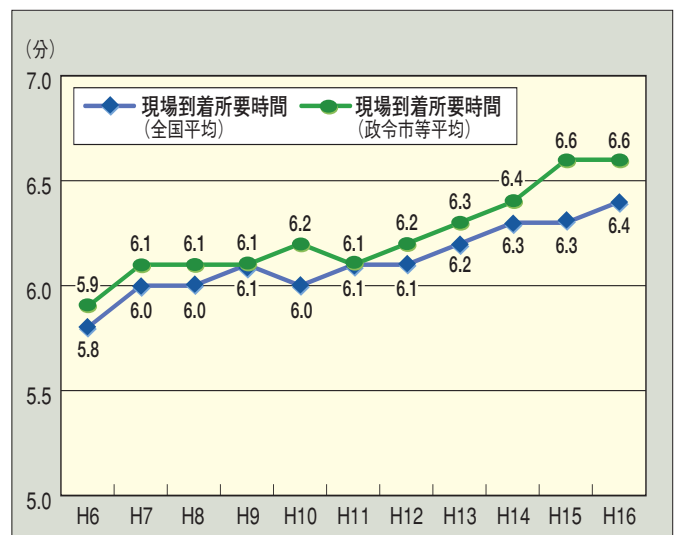


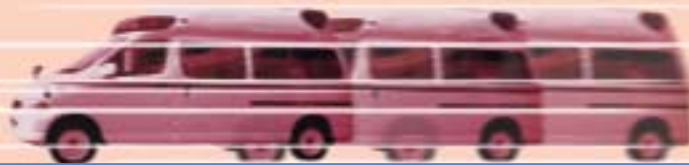
2 救急需要対策について

救急業務の本来の目的である救命率の向上を目的とし、今後、救急需要の増加が原因で国民に不利益が及ぶことのないよう、昨年度に「救急需要対策に関する検討会」を開催し、総合的な対策について検討しました。その中で、直ちに取り組むべき対策として、頻回利用者への個別指導と毅然とした対応、一般市民等への普及啓発の推進、ポンプ隊との連携の推進、軽症利用者等への代替措置の提供、転院搬送業務への病院救急車の活用に関して検討しました。なお、特に病院救急車の活用については、「救急搬送業務における民間活用に関する検討会」を開催し、民間事業者ヒアリング、医療機関ヒアリング等を踏まえ、関係省庁の協力を得て、一定の方向性が示されました。

また、新たな視点に立った対策として、ピーク・オフピークに応じた救急隊の編成、119番受信時や救急現場における緊急度・重症度の選別(トリアージ：注)に関して検討しました。トリアージの実際の運用にあたっては、119番

図2 現場到着所要時間の推移





受信時と救急現場の2つの時点における「緊急度・重症度判断基準」と、具体的な事例をこの基準にあてはめ、症状等を順次確認していくための「運用要領」が必要です。昨年度の「救急需要対策に関する検討会」では、119番通報内容の既存データの分析を行い、医学的知見をもとに、通報内容や救急現場での観察内容から、緊急度・重症度を予測する検討を行いました。その結果をもとに、仮に受信時のトリアージを行うこととした場合の緊急度・重症度を判断する「運用要領」のたたき台作りを行いました。ただし、時間とデータの制約上、内因性の疾患の中で緊急度・重症度が高い事案の分析を中心に行ったことや、「運用要領」のたたき台の基礎となった予測式についても、自然会話のデータにもとづくものであるといったことから、必ずしも的中度の高いものとなっております。したがって、直ちに実用化することは難しく、さらに検討を深めることが必要であるとの報告書が取りまとめられました。

3 検討会の開催

今年度は、「救急業務におけるトリアージに関する検討会」を開催し、外傷事案や軽症事案の分析を追加した上で、実効性の検証を行い、より精度の高い「運用要領」の検討を行います。また、トリアージを行った場合の具体的な救急搬送体制等の論点整理を行い、実際に運用した



山本保博座長の挨拶

場合の問題点など諸課題の検討を行います。については、検討会の結果をもとに、救急業務の本来の目的である「救命率の向上」につながる救急搬送体制のあるべき姿を検討していきたいと考えています。

注：トリアージとは

多数の傷病者が発生する災害現場において、傷病者の状態から緊急度・重症度の選別を行い、搬送の優先順位をつけることです。これは、阪神・淡路大震災以降、徐々に国民の間に定着してきています。

「救急需要対策に関する検討会」においては、災害時だけでなく、平常時の救急要請にあたって、トリアージの考え方を取り入れようとする対策が検討されました。具体的には、119番受信時の通報内容や救急現場での傷病者の状態から、緊急度・重症度の選別を行い、救急隊の出場のあり方や傷病者への対応を弾力的に行うというものです。

救急業務におけるトリアージに関する検討会委員

(五十音順・敬称略)

赤坂 勝雄	仙台市消防局警防部長
浅野 幸雄	東京消防庁救急部長
朝日 信夫	救急振興財団副理事長
石井 正三	日本医師会常任理事
井関 和彦	藤井寺市長
荻沼 隆	早稲田大学政治経済学術院教授
奥田 善治	京都市消防局安全救急部長
坂本 哲也	帝京大学医学部救命救急センター教授
島崎 修次	杏林大学医学部救急医学教授
高橋 規夫	横浜市安全管理局警防部長
谷口 隆	厚生労働省医政局指導課長
中川 和之	時事通信社編集委員
樋口 範雄	東京大学法学部教授
南 砂	読売新聞東京本社編集局解説部次長
山本 保博	日本医科大学救急医学主任教授
米村 滋人	東北大学大学院法学研究科助教授



防災危機管理ブロック・ラボの開催について

応急対策室

消防庁では昨年引き続き、平成18年6月から8月にかけて、全国3ブロック（西日本、関西・中部、東日本）で、防災危機管理ブロック・ラボを開催し、各地域の市町村長や助役、区長、防災担当幹部の方々、延べ637名が参加されました。

地震や津波、台風などの大規模な災害に際し、市町村において、迅速かつ効果的な応急対策を行うためには、地域住民と市町村長さらに都道府県の危機管理部門との間の信頼関係の構築による的確な初動体制が不可欠です。防災危機管理ブロック・ラボは、このような大規模な災害に際し、起こりうる様々な条件を想定した実践的な図上訓練の実施を推進することによって、市町村長等のリーダーシップによる的確な意思決定と応急体制の点検、住民と行政との信頼関係にもとづく地域防災力の強化を図ることを目的として、各ブロックの市町村長や助役（または市町村防災担当幹部職員）及び都道府県・政令指定都市の区長、危機管理担当幹部職員の方々を対象に開催しました。

主催：

消防庁
財団法人消防科学総合センター
広島県／広島市（西日本ブロック）
全国市町村国際文化研修所（関西・中部ブロック）
市町村職員中央研修所（東日本ブロック）

後援：

全国知事会
全国市長会
全国町長会

●西日本ブロック・ラボ（6月15日、16日）

過去の事例を交えての消防の動きを紹介しながら、住民と市町村、都道府県と消防庁の体制について



（重松秀行消防庁応急対策室長）

新潟中越地震での体験から、非常時での判断の難しさについて

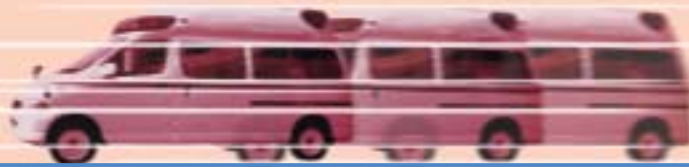


（前川口町長、星野和久さん）

各種図上訓練を紹介しながら、シミュレーション訓練の概要と成果等について



（株式会社防災＆情報研究所 代表 高梨成子さん）



●関西・中部ブロック・ラボ（7月18日、19日）

台風第23号による豊岡市での水害の体験から



（豊岡市 中貝宗治市長）

マスコミの概要とマスコミ側の考えを阪神・淡路大震災での実例を紹介しながら



（時事通信社「防災リスクマネジメントweb」編集長 中川和之さん）

●東日本ブロック・ラボ（8月1日、2日）

消防庁長官のあいさつ



（高部正男消防庁長官）

JR西日本福知山線列車事故の教訓と市民の活躍を語る



（尼崎市 白井 文市長）

新潟豪雨、中越地震の取材から



（NHK報道記者 内田明香さん）

大規模災害の対応法と図上型防災訓練のすすめについて



（東京経済大学 吉井博明教授）



消防団員確保の更なる推進について

防災課

1 はじめに

地域の消防防災力を向上させるためには、常備消防の充実強化と併せて消防団の充実強化が不可欠です。しかし、約200万人いた消防団員が、今では90万人を割ろうとしている状況です。消防庁では、90万人を割るおそれがあるこの時期を捉え、消防団員確保の全国的な運動を展開し、消防団員の減少に歯止めを掛けるため、平成18年7月14日付けで消防庁長官名により、都道府県知事及び指定都市市長あて、「消防団員確保の更なる推進について」を通知しました。

また、併せて、消防庁長官名による書簡を市町村長あて送付し、消防団員確保について一層の喚起を図りました。

今回は、通知の概要、書簡の要旨及び消防団の活躍に対するメッセージを紹介します。

2 通知の概要

(1) 消防団の重要性について

地域の安心・安全のために、要員動員力及び即時対応力に優れ、また、献身的に活動している消防団を次世代へ引継いでいくことが重要であり、改めて消防団の重要性について認識し、消防団員の確保に真摯に取り組んで頂きたいこと。

(2) 消防団員確保の基本方針

ア 条例定数と実員数に乖離がある消防団にあっては、その差を早急に埋められるよう団員の確保に積極的に努めて頂きたいこと。

イ 全ての活動に参加する消防団員（以下「基本団員」という。）の確保を基本とするが、基本団員の確保が困難な場合は、地域の実情が許せば、特定の活動や大規模災害等に限定して参加する消防団員（以下「機能別団員」という。）あるいは分団（以下「機能別分団」という。）の制度を積極的に活用されたいこと。

ウ 消防団員がやむを得ない理由により退団する場合にあっては、必ず代替りの消防団員を確保することにより、

少なくとも現在の団員数を維持されたいこと。

(3) 消防団員確保のための各都道府県知事の役割について

消防団の運営管理については、市町村長等の責務であるが、近年の災害は大規模・複雑化し、広域な応援体制を確保する必要性が増しており、消防団員の確保について都道府県知事も積極的に関与し、地域の防災力の更なる向上の推進に努められたいこと。

(4) 消防団員確保の方策について

ア 入団促進のための各種方策

(ア) マスメディア等を積極的に活用した広報の実施

(イ) 事業所との協力体制の構築

(ウ) 消防団員の処遇等の改善

(エ) 表彰・顕彰制度の活用

イ 入団促進対象

(ア) 公務員・特殊法人等公務員に準ずる職員（農業協同組合職員や郵政職員等）等の入団促進の推進

(イ) 女性消防団員の入団促進の推進

(ウ) 大学生及びOB消防職団員等の入団促進の推進

(エ) 事業所等の特性を活かした機能別団員・分団制度による入団促進の推進

(5) 関係機関等との連携強化について

関係機関等に対し消防団に係る情報提供やPRを積極的に行うとともに、協力した団体・機関、事業所等に対しては、積極的に表彰等を実施し、関係の強化に努められたいこと。

3 市町村長あての書簡の要旨

全国的に見ると、消防団員数は減少を続けており、その傾向に歯止めが掛からず大変憂慮している状況である。まずは、団員数の推移等について関心を持ち、地域住民の安心・安全のため、優先課題として消防団員数を確保されたいこと。

他の国に例を見ない我が国の「消防団」という素晴らしい組織を重要な社会インフラとして、地域のそして日本の未来のため、次世代に引継いでいくこと。

4 消防団の活躍に対するメッセージ

近年の大規模災害対応における消防団の活躍について、メッセージを頂戴しましたのでご紹介します。

○兵庫県豊岡市長 中貝宗治さんからのメッセージ

※平成16年10月に発生した台風第23号災害を体験

2004年は、豊岡市民にとって大水害とともに記憶に残る年となりました。

10月20日夕刻。避難勧告から避難指示へ。雨は止まない。午後7時半前に職員が顔中に脂汗を浮かべて「市長、排水機を止めてもいいですか」と判断を求めてきました。これ以上内水を円山川本流にかい出すと堤防が危ないというのです。排水機は止まり、内水の急上昇によってまちは水浸しになりました。

午後11時過ぎ、ついに堤防が決壊。暗闇の中で濁流が市民を襲いました。逃げ遅れた市民が屋上から助けを求めていました。自衛隊、海上保安庁、兵庫県にヘリコプターの出動を要請。しかし夜間、しかも暴風雨の中。「出動できない」という返事でした。

テレビをつけると、舞鶴で水没したバスの上に豊岡市役所と豊岡病院組合のOB。

悲鳴のように鳴り続ける電話・・・。

翌日、ヘリコプターに乗って、泥の海に沈んだ自分のまちなちを見ました。みんな本当に怖かったらうなという思いが込み上げてきました。同時に、心の中で叫んでいました。「こんちくしょう、負けるもんか！」

油断。機能不全。支え合う人々。長い闘いの始まりでした。

死者7名、床上浸水以上約5,000世帯、災害ごみ約3万6,000トン。その数字の背後に市民の途方も無い苦しみが続いています。

あの災害との闘いの中で特筆すべきことは、様々な場面で消防団の姿があったということです。迫りくる台風への警戒、災害弱者の避難支援、土のう積み、避難場所への誘導、自宅に取り残された市民の救出、安否確認、人工呼吸器をつけた人への酸素ボンベの補給、土砂災害の警戒……真夜中の堤防決壊の第一報も消防団員からでした。消防団長は、現場慣れしていない私の頼もしい補佐役でした。

もちろんプロである警察も消防も渾身の力で活動してく

れました。しかし警察、消防併せても人員は約300名。この人員だけで大災害を乗り切ることは不可能です。自衛隊も他地域からの消防の応援隊も大きな助けとなりました。しかし、彼らは当然のことながらやがて帰っていきます。

豊岡の消防団員は約2,200人。コミュニティの一員としてこのまちに暮らし続ける人々です。災害対策は総力戦であり、消防団の存在が無ければ、私は自分の責務を果すことはできなかつたろうと思います。

消防団と消防団員は、地域の誇りです。

顔見知りの、地域のよき一員である、頼もしい消防団員に限りない感謝を捧げつつ、各地で消防団の充実が進むことを期待してやみません。

○衆議院議員（新潟県旧山古志村長）長島忠美さんからのメッセージ

※平成16年10月に発生した新潟県中越地震を体験

全国の市町村長の皆様におかれましては、災害対応の責任者として、地域の安心・安全の確保のため、御苦労が絶えないことと存じます。

私が旧山古志村の村長だった平成16年10月23日午後5時56分、新潟県中越大震災が起こりました。私たちは自分達の力の及ばない、大きな自然の力を知ることになりました。自然災害は誰のせいでもありません。でも大きな傷跡が現実として残りました。当時、地域の全ての社会資本を失い、全ての人が絶望の淵に立たされることになりました。誰を恨む訳にもいきません。嘆いていても始まりません。そんな時、消防団の方々から大きな力を頂きました。地域消防団の方があくまで人道的に行動をしてくれた姿が今でも目に浮かびます。平成16年11月9日までだけで、延べ3万2,988人もの消防団の方が救助活動をして下さいました。消防団の方々住民の命を守るため、全力を尽くしてくれた姿は特に印象的でした。夜も昼もありません。昨日も今日もありません。そんな消防団の方々の姿に感謝の涙を流した人がたくさんいるのです。その姿から自分も頑張ろうという、希望を見出した人も実はたくさんいるのです。消防団の方々優しい気持ちで力を下さったから、今、私たちは山の暮らしを取り戻すために一步一步前進していけるのです。

今、社会はともすれば自分が生きることだけに精一杯で、周りに目を向けられなくなっているのかもしれない。こ



の平和な日本でも、消防団の活躍が、地域を再び立ち上がらせてくれたのだということを知って頂きたいと思います。自分のためだけではなく、地域の未来に希望を見出す絆と力を取り戻させてくれる消防団精神こそ、今の日本に必要なものだと思っています。私も消防団の熱い想いを国民に伝えられるメッセンジャーになろうと思います。

最後になりましたが、市町村長の皆様の御健勝と地域の益々の御発展を心からお祈り申し上げます。

○宮崎県宮崎市長 津村重光さんからのメッセージ

※平成17年9月に発生した台風第14号災害を体験

今年も集中豪雨や台風シーズンを迎え、市民の防災への関心は非常に高まっています。そしてこれに備えて現在、各地で消防団や自主防災組織による講習会や夏季訓練・舟艇訓練が行われ、マスコミを通じて市民への啓発を積極的に行っています。

宮崎市は、九州の南東部に位置し、年間を通して気候が温暖で、東は太平洋に面し、市の中央を一級河川の大淀川が流れています。この大淀川は幹線流路107km、流域面積2,230km²を擁し、その最下流部に位置する宮崎市域は高低差が少なく、内水が滞留しやすい地形となっています。かつては台風銀座と呼ばれ毎年のように台風が襲来していましたが、ここ数年は大きな災害は起きておりませんでした。そして私たちは大淀川が増水しても消防団等の水防活動によってまちを守ることができました。そのため本市は台風や大雨に強いまちと自負しておりました。

しかし、昨年9月に発生した台風第14号による未曾有の豪雨災害は、私たち宮崎市民の認識を一変させ、各地に大きな被害をもたらし、忘れることのできない大災害となりました。

9月4日から6日にかけて、折からの台風第14号に刺激された秋雨前線による雨は、3日間の総雨量が600mmを超え、さらに上流域では1,000mmを超えるという経験したことの無い豪雨を記録しました。このため大淀川は危険水位に達し、さらに、大淀川支流の中小河川流域では、堤防からの溢水や内水により瞬く間に約3,000棟を越す床上浸水が発生し、多数の住民が家屋に取り残されました。浸水した管轄の消防分団は、ゴムボートや川舟を活用して、時には首まで水に浸かりながら懸命に救助活動を展

開し、消防隊と併せて936名を救助しました。

一方、大淀川本流の下流堤防についても満潮時に計画高水位9.36mをはるかに超え、堤防から手を伸ばせば水面に届くほどの約50cmにまで水かさが増し、溢水の恐れがあったため、避難勧告・指示を出した地域の住民を避難所へ誘導するとともに、消防局と消防団が連携して、特に介助が必要な要援護者を、避難所に搬送しました。最終的に、避難勧告が3,402世帯、避難指示が9,477世帯にも及びました。

また、自衛隊、国土交通省宮崎河川国道事務所、警察等の関係機関と協力しながら、消防団員約300名が出動し、勢いよく流れる濁流と瞬間最大風速43.1m/sの暴風の中で、1m幅の堤防の上を死の恐怖と闘いながら約570mの区間に約6,800袋の土のうを積み、溢水を未然に防いだ活動には本当に頭が下がります。

団員の中には、自宅が床上浸水の被害に遭いながら家族のいるところにも帰らず、必死で活動を続けられました。地元で詳しい消防団だからこそ的確な判断を下し、延べ約2,500名もの消防団員が、暴風雨の中で献身的な水防活動を行ったことにより、管内では1人の死者も出ませんでした。

今回の災害のように各地域で災害が発生した場合、行政だけでは到底対応できず、消防団の活動が無ければ、その被害はさらに拡大していたものと思われます。正に消防団が無くてはならないものであることを痛感させられ、消防団と常備消防が両輪のごとく活動した事例でした。

消防団組織は、地域の安全を守る最後の砦であり、地域コミュニティの担い手でもあります。そして青年団活動など若者の社会教育活動が少なくなった都市部においては、まちづくり・地域づくりにも欠かせない存在になっています。しかしながら全国的にも、また宮崎市においても消防団員は減少傾向にあり年々確保も難しくなってきました。現在消防庁において団員確保に向けた新たな検討がなされていると伺っておりますので、その成果に大いに期待しているところであります。

市としても消防団員の確保を喫緊の課題として最大限の努力を払うとともに、消防団を支援する自治会や消防団と自主防災組織の各種団体との連携を図り、「安全で安心なまちづくり」に努めてまいりたいと思います。

平成18年度第1回消防審議会を開催

総務課

平成18年6月29日(木)に、平成18年度第1回消防審議会を開催しました。消防庁から「市町村消防の広域化の推進について」など5つの報告が行われました。質疑応答では、消防団の課題について、より詳細に、かつ広範に検討するべきとの意見があり、消防審議会内に小委員会を設置することが決定され、小委員長に秋本敏文委員が指名されました。

なお、消防審議会の報告資料及び議事要旨は、消防庁のホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)に掲載しています。

(報告事項)

- ・市町村消防の広域化の推進について
- ・予防行政について
- ・今後の救急行政について
- ・消防団の充実方策について
- ・首都直下地震対策大綱等について

消防審議会委員

(会 長)	
菅原 進一	東京理科大学大学院 総合科学技術経営研究科教授
(会長代理)	
秋本 敏文	財団法人日本消防協会理事長
(委 員)	
石田 瑞穂	独立行政法人防災科学技術研究所 研究主監
上田 信雅	富山県消防協会会長
大河内美保	主婦連合会副会長
小川 和久	株式会社危機管理総合研究所 代表取締役研究所長
金子 均	日本経団連環境安全委員会 安全部会長
重川希志依	富士常葉大学環境防災学部教授
島崎 修次	杏林大学医学部救急医学教授
関口 和重	全国消防長会会長 (東京消防庁消防総監)
林 春男	京都大学防災研究所 巨大災害研究センター教授
榎本 頼兼	京都市長
山脇 晴子	日本経済新聞社文化・事業局局次長



平成18年度第1回消防審議会の模様

消防庁研究開発評価実施指針の策定について

消防技術政策室

はじめに

我が国においては、科学技術創造立国の実現を目指し、「科学技術基本法」(平成7年法律第130号)を制定し、また、これにもとづき、「科学技術基本計画」(第1期～第3期)を策定して、科学技術の推進を図るとともに、研究開発を適正に評価するシステムの改革が挙げられているところです。研究開発評価については、今までも実施されてきましたが、平成17年の総合科学技術会議において、新たに「国の研究開発評価に関する大綱的指針(以下「新大綱的指針」という。)」が定められました。

一方、平成18年4月に独立行政法人消防研究所が解散し、消防庁に統合され、新たに消防大学校消防研究センター(以下「消防研究センター」という。)として発足しています。さらに、消防庁としても、安心・安全な国民生活を実現していくために、災害予防、被害軽減、消防活動に係る分野における研究開発等をこれまで以上に重点的に取り組んでいくこととしています。これらの消防庁全体の研究開発を円滑・効果的に推進するため、新大綱的指針にもとづいて消防の科学技術に関する研究開発評価に係る実施指針として「消防庁研究開発評価実施指針(以下「実施指針」という。)」を今年の7月に策定しましたので、その概要を紹介します。

研究開発評価の基本的な考え方

実施指針は、消防庁が国費を投入して実施する研究開発に係る評価の実施の際、配慮しなければならない共通事項、具体的な評価方法等を取りまとめたものです。評価対象としては、①研究開発施策、②研究開発課題、③研究開発機関等及び④研究者の業績としており、国費により海外で実施する研究開発等も対象としています。

また、評価結果の最終的判断を行う者を評価実施主体といい、外部評価を導入する場合においても、あくまで評価結果についての責任は評価実施主体が負うものとしています。

評価対象

評価対象として4つの項目を挙げていますが、それぞれの評価対象については、次のとおりです。

1. 研究開発施策

研究開発施策とは、特定の行政目的を実現するための研究開発の方針・方策や政策目標を具体化するための研究開発制度等が該当し、消防庁においては次のものが該当します。

- ① 消防防災科学技術推進戦略(平成13年に策定した消防防災科学技術高度化戦略プランのことであり、現在見直しを進めています。)
- ② 消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究資金制度)

2. 研究開発課題

研究開発課題とは、国費の支出を受けて研究開発を行う個別の課題が該当し、消防庁においては、次のものが該当します。

- ① 競争的研究資金による研究開発課題
消防防災科学技術研究推進制度において実施される個別の研究開発課題
- ② 重点的資金による研究開発課題
各課室が実施する主要な重点的研究課題(研究経費が概ね1億円以上または政策上重要な課題)
- ③ 基盤的資金による研究開発課題
消防研究センターが実施する研究開発課題

3. 研究開発機関等

研究開発機関等としては、消防研究センターが該当し、その設置目的・目標に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の面から評価を行います。

4. 研究者等の業績

研究者等は、消防研究センターまたは消防技術政策室に所属し、国費の支出を受けて研究開発に従事する研究官が該当し、これらの研究官の業績の評価を行います。

評価者

評価者とは、研究開発等の評価を行う者をいい、消防庁においては、評価に当たっての体制は次のとおりとされています。

1. 消防防災科学技術会議

消防の科学技術に関する研究開発に係る評価者として、外部有識者等からなる「消防防災科学技術会議」を設置し、消防庁全体の研究開発に係る評価の取りまとめと、消防防災科学技術戦略及び消防防災科学技術研究推進制度を評価することとしています。

2. 分科会

消防防災科学技術会議には、評価対象の内容に応じ、次の分科会を設置して、それぞれの評価を行うこととしています。

① 消防防災科学技術政策評価分科会

消防庁の各課室が実施する重点研究課題及び消防研究センターに係る研究開発機関に関する評価を実施します。

② 消防防災科学技術研究開発評価分科会

消防防災科学技術研究推進制度において実施される研究開発課題に係る評価を実施します。

③ 消防研究評価分科会

消防研究センターが実施する研究開発課題に係る評価を実施します。

評価の実施時期

評価の実施時期については、各研究開発等によって異なりますが、①事前評価、②採択評価、③継続評価、④事後評価、⑤追跡評価の5種類があります。

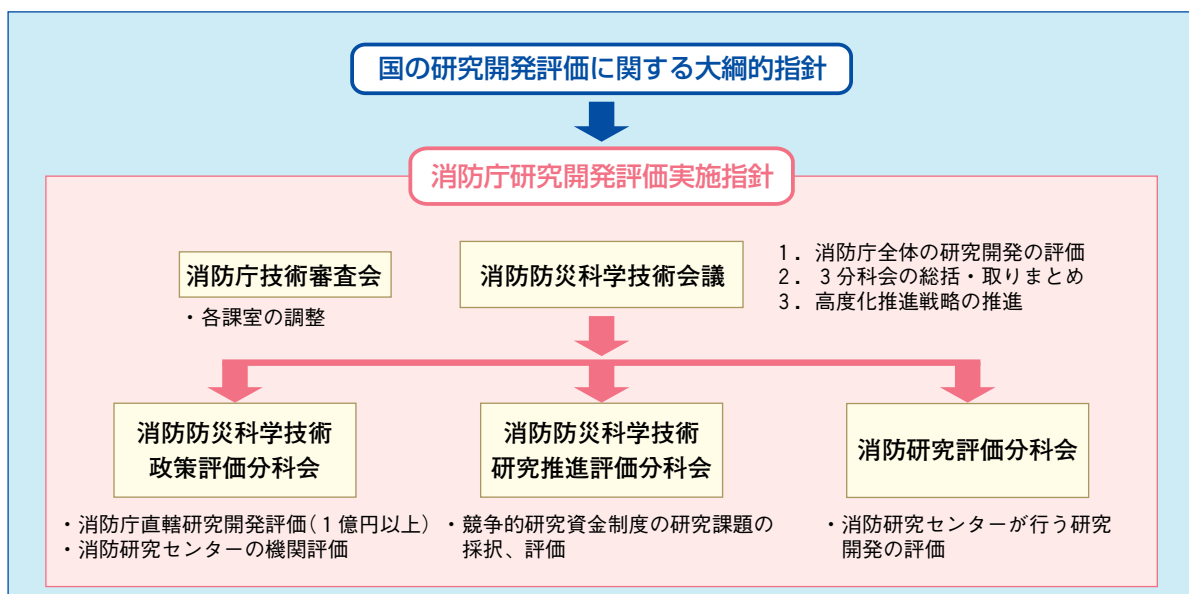
研究開発評価等の公表

研究開発成果や評価結果の公表は、国民に対する説明責任を果たすとともに、評価の公正さと透明性を確保し、また、研究開発成果等が社会において広く活用されることが期待されます。そのため、消防庁では、個人情報等に配慮しつつ、インターネット等を利用して、分かりやすい形で国民に積極的に公表するとともに、必要に応じて、国民の意見を評価に反映するように努めることとしています。

最後に

消防庁では、火災等の災害時における消防防災活動や火災予防・拡大防止等に資する消防防災に関する科学技術の高度化を目指し、消防防災科学技術推進戦略を策定し、競争的研究資金制度、消防研究センターにおける研究等の活用を図り、産学官が連携することにより、より効果的な研究開発を行い、これらの成果を普及し、国民の安心・安全の確保に努めることとしています。

研究開発評価体制概略図



2006年度日韓消防行政セミナーの開催

参事官

経緯

日韓消防行政セミナーは、2002年の「日韓国民交流年」、ワールドカップサッカー大会共同開催等を踏まえ、日韓両国の消防防災の継続的な交流、連携、協力を推進するため、2002年度に第1回のセミナーを日本で開催し、以後、日韓両国の持ち回りにより毎年1回開催しています。

本年度については、7月10日から13日の間、韓国消防防災庁ファン次長を代表とする6名を日本に招き開催しました。

セミナーの概要

日韓消防行政セミナーにおいては、両国の消防防災の取組み（日本側：消防機械器具等の認証分野における連携、

全国瞬時警報システム（J-ALERT）等、韓国側：多衆利用施設安全管理の政策方向、高層建築の火災危険性の分析及び消防安全対策等）をそれぞれ紹介した後、これらに対する質疑応答や両国の消防防災体制等について、積極的な意見交換が行われました。

また、来日期间中には消防大学校消防研究センター及び日本消防検定協会を視察したほか、東京消防庁の表敬訪問、東京消防庁消防学校等の視察や消防博物館の見学を行いました。

来年度は、韓国で本セミナーを開催する予定であり、今後さらに両国間の交流を深めるとともに、相互に消防全般の能力を高め、地方自治の消防行政に反映させるよう努めてまいります。



日韓消防行政セミナーの様式



消防大学校消防研究センター視察風景



東京消防庁装備工場視察風景

機能別分団「OB分団」の紹介(長野県伊那市)

防災課

1. はじめに

消防団は、地域防災の中核的存在として、地域の安心・安全のため献身的に活動していますが、近年の社会環境等の変化に伴い、消防団員数の減少、被雇用者化や高齢化等の様々な課題に直面しています。

こうした中、各地の消防団では、消防団員確保のための取り組みが積極的に行われており、今回は平成18年7月豪雨で被害を受けた長野県から、当災害でも活躍した伊那市の機能別分団「OB分団」を紹介します。

2. OB分団の概要

平成18年3月31日の伊那市、高遠町、長谷村の合併に伴い、新たに発足した伊那市消防団は、従前の3団(伊那市消防団、高遠町消防団、長谷村消防団)の定数をそのまま引き継ぎ、団長以下定数1,156名の組織となりました。しかし、合併前の実員数の合計は1,129名と27名の乖離があり、また、合併の際、退団希望者が多く出ましたので、この不足する消防団員を確保するため、旧長谷村の消防団員OB17名を構成員とし、旧村内の建物火災や大規模災害に限って出動する「長谷機能分団(通称:OB分団)」を採用しました。

また、旧伊那市消防団への任意の協力団体としてプラスバンドがあり、消防団と連携して広報活動を行ってきましたが、OB分団の採用と併せて、広報・PR・啓蒙活動を任務とする機能別分団「消防音楽隊」として30名を新たに採用しました。

OB分団は、ポンプ車や小型ポンプなど分団専用の資機材を持ちませんが、団員には、活動服、ヘルメット、安全靴などが一般の団員と同じように貸与され、報酬、出動手当も同じ基準で支給されます。

3. OB分団採用の背景

OB分団が出動する旧長谷村は、人口約2,200人の過疎の村で、常備消防が置かれず、住民の119番通報も役場の一般職員が交代で受け、消防団長に連絡をとるような体制でした。しかし、合併に際して、119番通報は伊那消防組合高遠消防署が受信し、直ちに常備の消防隊が出動すると同時に、消防団に



平成18年7月豪雨による被害状況(伊那市内)

出動を指令する体制が整い、地域の消防力は飛躍的に強化されました。

しかしながら、この地域は、静岡・山梨の2県に接する広大な山岳地帯であり、奥深い沢筋に小規模集落が点在するという火災防ぎよに不利な条件を持つため、常備の消防体制が整ったとはいえ、まだまだ消防団の活動に頼らざるを得ない部分もあります。

そこで、不足する消防団員を補完する戦力として白羽の矢が立ったのが、消防団OBの皆さんでした。

4. OB分団の任務と期待

OB分団員は、各種訓練やポンプ操法大会などには参加しませんが、地域内で災害が発生した場合には、第1出動隊として災害現場に駆けつけます。17名のOB分団員は、いずれも20年以上の消防団活動の実績があり、多くは、分団長、部長などの幹部経験者で、地域の実情に精通しているだけでなく、社会的・年齢的にも地域の中心的なリーダーとして活躍する40歳代から50歳代の方々です。17名と少数ではありますが、火災などの災害が発生した場合、迅速に災害現場に駆けつけ、経験豊かなリーダーとして活躍するOB分団員に対し、地域住民からは安心感と高い期待が寄せられています。

伊那市では先の梅雨前線による大雨により、地域住民に「避難指示」が出される非常事態となるなど、大きな被害が発生しました。このような中、常備消防、消防団ともに、文字通り昼夜兼行の活動となりましたが、経験を活かしたOB分団員の活躍は目を見張るものがあり、地域に大きく貢献しました。

5. むすびに

社会構造の変化や少子高齢化により、今後、地域によっては消防団員を確保することが益々困難となることが考えられます。すべての消防団活動に参加する基本団員を確保することが地域の防災力向上のためには重要ですが、それが困難な場合で地域の実情が許せば、伊那市のような取組みを参考にベテランOB団員を機能別団員・分団として採用することも、地域の安心・安全につながります。



土のう詰めをする消防団員(伊那市消防団)

消防庁長官褒状及び感謝状の授与

防災課

平成18年7月20日(木)に消防庁長官室において、豪雪災害における新潟県内の消防団の活動に対し消防庁長官褒状が新潟県消防協会に、また、消防団啓発ポスター等

の作成にモデルとして協力していただいた岐阜県揖斐郡消防組合消防本部の竹田敏浩さんに、消防庁長官感謝状がそれぞれ授与されましたのでお知らせします。

○消防庁長官褒状

平成18年の記録的な豪雪災害で、除雪派遣要請を受け、高齢者宅などの除雪作業を行った新潟県内の消防団（延べ682名）の活動に対し、新潟県内の消防団を取りまとめている新潟県消防協会に消防庁長官から褒状が授与され

ました。授与式では、同協会副会長の川島勝さんが代表して受領され、板倉敏和消防庁長官から労いの言葉がありました。



○消防庁長官感謝状

消防団啓発ポスター等の作成にあたり、その趣旨を理解してモデルとして協力をいただいた岐阜県揖斐郡消防組合消防本部の竹田敏浩さんに、消防庁長官から感謝状が授与されました。消防団啓発ポスターは、地域住民の消防団活動への理解と協力を促すとともに、幅広い世代の方や様々な職業の方の消防団への参加促進を図ることを

より厳しい訓練を重ねており、テレビのスポーツ番組等での成果を活かし活躍されています。この番組での竹田さんの活躍を見た板倉敏和消防庁長官が自ら、竹田さんをポスターモデルへ起用することを提案しました。また、竹田さんも「このポスターにより消防団員が増えてくれれば」と願いを込めていました。

目的に、消防庁が企画協力し、財団法人消防科学総合センターが51万枚を作成しました。

また、消防団入団促進・メールマガジン普及促進パンフレットは、地域住民の消防団に対する理解を向上し、消防団メールマガジンを一層普及するため、消防庁が30万枚を作成し、平成18年1月に全国の消防団、消防分団、消防本部、都道府県、市町村、大学、高等学校等へ配布しました。



竹田さんをモデルに起用したポスター



平成18年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施について

応急対策室

1. はじめに

緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練は、それぞれの部隊の技術及び連携活動能力の向上を図るために、平成8年度から全国を6つのブロックに区分して毎年実施してきたところです。

平成16年4月の緊急消防援助隊の法制化以降は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」において、「緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、複数の都道府県を単位とした合同訓練を定期的実施するものとする。」（第4章第1節）として、消防庁主催としての位置付けを明確にするとともに、訓練実施経費も国費として確保し、全国の自治体及び消防機関のご協力のもと、この地域ブロック合同訓練を実施しています。

2. 昨年の実績

平成17年度の地域ブロック合同訓練も、全6ブロック（台風の影響で参集訓練のみの実施となった北海道・東北ブロックを含む。）で実施しており、特に沖縄県で初めて開催した九州ブロック合同訓練では車両の海上輸送、隊員の航空輸送を陸・海・空の自衛隊の全面的協力のもとに行われました。全ブロックでは計459隊、1,798名が参加しました。

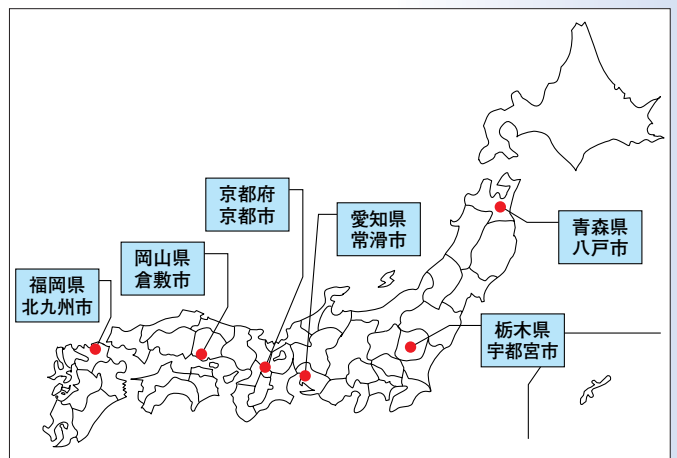
なお、平成17年度は6月に静岡県で全国訓練も実施し、全国の消防本部及び都道府県の航空消防隊、計386隊、1,953名に加え、海上保安庁、日本赤十字社等の参加協力を得たところです。

3. 平成18年度訓練の主眼

地域ブロック合同訓練の実施は、緊急消防援助隊の部隊の技術及び連携活動能力の向上を図るために実施しているところですが、特に開催地の緊急消防援助隊受援計画及び応援側都道府県の緊急消防援助隊受援等実施計画

等の実効性を総合的に検証するために、より実践的な訓練とすることとしています。そのため、各都道府県及び各都道府県代表消防本部の果たす役割は極めて重要となっており、開催地消防本部等と連携し率先して調整本部等の運営訓練やそのための図上訓練の実施をお願いしているところです。また、部隊運用訓練については昨今の多種多様に及ぶ災害事象や消防活動の実績等も踏まえ、テロ災害や鉄道災害等への対応や、消防防災ヘリコプターの有効活用、警察、自衛隊、海上保安庁、日本赤十字社等の関係機関との連携訓練も重要な項目として位置付けています。

平成18年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練開催地



4. 平成18年度実施予定

平成18年度においても全国6ブロックで実施予定であり、それぞれの開催地域の特性を踏まえ多種多様な訓練を計画しています。また、各地域の防災関係機関との連携も図りつつ、緊急消防援助隊の参集～集結～投入～活動～撤収までの一連の流れを踏まえた実効性のある訓練の準備を進めています。（次頁表参照）

各地域ブロック合同訓練の実施にあたり、国民の安心・安全な暮らしを守るため大規模災害時等の消防応援体制の充実強化を図るために、関係の皆様の一層のご協力をお願いします。



平成18年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施予定一覧

ブロック	開催予定日	開催県	主催者等	開催地	参加都道府県
北海道 東北	野営訓練 10月19日(木) 合同訓練 10月20日(金)	青森県 八戸市	緊急消防援助隊北海道・東北 ブロック合同訓練推進協議会	(野営訓練会場) 八戸市豊洲「ポートアイランド」 (総合訓練会場) 八戸市豊洲「ポートアイランド」	北海道、青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県、新潟県
関東	野営訓練 11月11日(土) 合同訓練 11月12日(日)	栃木県 宇都宮市	緊急消防援助隊関東ブロック 合同訓練栃木県実行委員会	(野営訓練会場) 栃木県総合運動公園 (総合訓練会場) 栃木県総合運動公園	群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県、長野県、 静岡県、栃木県
中部	野営訓練 10月25日(水) 合同訓練 10月26日(木)	愛知県 常滑市	緊急消防援助隊中部ブロック 合同訓練愛知県実行委員会	(野営訓練会場) 常滑市りんくう町「前島一帯」 (総合訓練会場) 常滑市りんくう町「前島一帯」	富山県、石川県、福井県、岐阜県、 静岡県、三重県、愛知県
近畿	野営訓練 10月24日(火) 合同訓練 10月25日(水)	京都府 京都市	緊急消防援助隊近畿ブロック 合同訓練実行委員会	(野営訓練会場) 京都市消防活動総合センター (総合訓練会場) 京都市桂川緑地久我橋東詰公園	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、 奈良県、滋賀県、福井県、三重県、 徳島県
中国 四国	野営訓練 10月18日(水) 合同訓練 10月19日(木)	岡山県 倉敷市	中国・四国ブロック緊急消防 援助隊合同訓練実行委員会	(野営訓練会場) 乙島新湊玉島五号埠頭玉島の森 (総合訓練会場) 乙島新湊玉島五号埠頭	鳥取県、島根県、広島県、山口県、 香川県、愛媛県、高知県、徳島県、 岡山県
九州	野営訓練 10月20日(金) 合同訓練 10月21日(土)	福岡県 北九州市	緊急消防援助隊九州ブロック 合同訓練福岡県実行委員会	(野営訓練会場) 北九州市若松区響町1丁目62番一帯 (総合訓練会場) 北九州市若松区響町1丁目62番一帯	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

緊急消防援助隊教育科 指揮隊長コースが実施されました

7月24日から28日までの5日間、消防大学校において、緊急消防援助隊の指揮支援部隊長、指揮支援隊長、都道府県隊長または都道府県指揮隊長等を対象とした、教育訓練が実施されました。

この教育訓練は、平成18年度消防大学校教育訓練計画にもとづく、緊急消防援助隊教育の一貫で、全国の27都道府県から集った、30人の各隊長クラスの消防職員に対し、指揮支援に必要な知識及び能力を修得させることを

目的として、緊急消防援助隊の部隊運用・指揮要領、NBC災害活動要領、航空隊と地上部隊の連携等の講義や調整本部運営訓練等の図上訓練が、延べ30時間行われました。

消防大学校では、この他にも緊急消防援助隊教育として、(特別)高度救助コース、NBCコース、航空隊(長)コースが実施されており、消防庁として計画的に緊急消防援助隊の活動体制の強化を図っているところです。



図上訓練(緊急消防援助隊調整本部運営訓練)の実施状況



IWATE



胆江地区消防組合消防本部
消防長 菅原 睦夫

住民生活の安全確保を目指して

平成の大合併といわれる歴史的な転換期に際し、胆沢地区消防組合を構成する5市町村のうち4市町村が、隣接する江刺市と合併して奥州市が誕生しました。この合併に伴って、胆沢地区消防組合と江刺市消防本部が統合し、平成18年2月20日奥州市と金ヶ崎町による胆江地区消防組合としてスタートしました。

当消防組合は、水沢市、前沢町、金ヶ崎町、胆沢町及び衣川村の5市町村が、昭和46年に県下に先駆けて発足した消防一部事務組合でしたが、今回の統合により、管轄面積が、1,173.12km²の広さとなり、人口は約14万8千人、世帯数が約4万8千世帯と、人口・世帯数で県内2番目の規模となりました。

消防体制は、1本部、2署、4分署体制、職員数172名で、住民生活の安全確保を目指して消防救急サービスの充実に取り組んでいます。



ヘリポートを併設した水沢消防署前沢分署

えみしの英雄「アテルイ」の里

ここは、かつて数々の歴史ドラマが繰り広げられた奥州・日高見の国といわれ、約1200年前に、大和朝廷のえみし征伐に対し、平和で豊穡な北の大地を守るために戦ったえみしの英雄「アテルイ」の里として、古代から文化を共有する地域であり、奥州藤原氏が築いた平泉文化とも深い関わりのある地域でもあります。

また、管内のほぼ中央を南北に貫く北上川の流域と、



奥州市で行われる「日高火防祭」

奥羽山脈を水源とする胆沢川流域に開けた胆沢扇状地により広大な平野が形成され、古くから県南の穀倉地帯として知られています。近年は、稲作のほかピーマン、りんご、リン

ドウなどの農作物の生産が盛んで、特に、全国的なブランドとして人気が高い「前沢牛」の産地でもあります。

このように、農業を基盤として第一次産業を中心に発展してきた地域ですが、近年工業団地の整備により大手企業が進出するとともに、新幹線や高速道路などの高速交通網の利便性を背景に商業集積が進み、伝統産業や基幹産業の事業展開が図られるなど、新たな時代に向けて地域の特性を生かしたまちづくりが進められています。

管内は、比較的平坦な土地が多いことから、北上川流域の小規模な水害は数年おきに発生しているものの、近年においては全国的に知られるような大災害は発生していません。

しかし、最近各地で発生している異常気象がもたらす未曾有の災害や、近い将来発生する確率が高いとされる宮城県沖地震に備え、消防力の充実強化はもと



日本3大散居集落に数えられる胆沢平野

より、危機管理体制の確立が必要なことから、本部の組織機構を見直し、消防課を消防救急課と予防課に分離し、消防救急課に危機管理室を設けるなど、消防体制の強化に努めています。

住民から信頼される消防

消防本部のある奥州市水沢区は、東京市長を務め、関東大震災直後の内相兼帝都復興院総裁時代に東京復興30億円計画を立案し、「大風呂敷」と言われた後藤新平の出身地です。郷土の先人の先見性に習って、先を見越した消防体制の充実を心がけ、平和で豊穡なるアテルイの里を災害から守りたい…職員一丸となって「住民から信頼される消防」を基本に、安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

伊豆大島三原山噴火から20年、大島で学ぶ

東京消防庁

矢口消防少年団(団員28名・指導員等7名)は7月30日と31日、自然災害(火山の噴火)を学ぶため伊豆大島を訪れました。この訪問は、大島町消防本部の協力を得て実現したもので、署員の皆さんから当時の噴火の様子、島民の避難、消防活動についての話を伺いました。火山博物館で火山活動、火山の歴史について学習し、三原山では、火口を一周して火口の大きさ、溶岩の流れの跡を見て噴火の凄さを実感しました。少年団は、この訪問を通して、災害時には人と人との協力がいかに大切かを学びました。



大島町消防本部の署員から説明を受ける少年団

職員を対象に接遇対策研修を実施

尾三消防本部

尾三消防本部は7月11日、中堅職員(課長補佐、係長職相当)50名を対象に実技を含めた「接遇対策研修」を実施しました。講師にJALアカデミー(株)接遇インストラクターの高橋典子氏を招き、「消防職員に期待されるマナーとその必要性について」と題して、「クッション言葉」や「肯定的表現」を利用した会話術などの必要性とその効用について講義を受けました。職員からは、現場活動上の住民対策やトラブル防止を目的とした質問が相次ぎ、大変有意義な研修となりました。



接遇対策研修の様子

消防通信 望楼 ぼうろう

児童・保護者を対象にした着衣泳法を指導

天草広域連合消防本部

天草広域連合消防本部中央消防署東天草分署は7月15日、市立高戸小学校の児童・保護者約80名を対象にした、着衣泳法の指導を実施しました。この指導は毎年実施しており、今回で6回目となります。当日は、普段着のまま靴を履いた状態で、水中での動きを実際に体験し、イザという時に備えることを目的としました。天草地域は周囲を海に囲まれているため、海で遊ぶ機会も多く、着衣のまま浮く方法やペットボトル、ビニール袋を利用して浮く方法に児童らは一生懸命取り組んでいました。



着衣泳法の体験

米軍消防本部と合同訓練を実施

比謝川行政事務組合ニライ消防本部

ニライ消防本部は7月13日と14日の2日間、嘉手納基地米軍消防本部とBC災害等を想定した合同訓練を実施しました。初日は、嘉手納基地のNBC専門トレーナーによる物資の特定方法等に関する講義と図上訓練を行い、2日目には、嘉手納基地内訓練場において、航空機火災、建物火災及びBC災害の同時発生を想定した訓練を行いました。訓練では、両消防本部の合同指揮本部の設置や災害発生時の連携等の訓練を行い、有事の際に迅速かつ的確な対応ができるように取り組みました。



BC災害を想定した合同訓練

消防通信／望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

消防大学校 だより

『幹部科発足 - 我が国の広域応援能力養成の要に - 』

6月8日に第1期の卒業式を終えて間もない6月13日から、幹部科第2期が全国から54名の学生を迎えて始まり、8月4日までの研修を無事修了しました。

今年度からスタートした幹部科は、カリキュラムの内容について6月号(423)で紹介したとおり、充実を図っており、特に、組織の中堅幹部として必要とされる最新の消防行政動向、消防関係法制、組織運営、消防指揮等の講義のほか、行財政事情の厳しい現状等を踏まえ、自治体トップや財政当局との折衝交渉を行う機会が増加していることに対応する説得技法(ディベートを活用した議論の進め方)の講義・演習を新たに取り入れています。

この中で消防指揮関係については、現場指揮論と広域応援活動(県内応援や緊急消防援助隊)を効果的に機能させるための理論と実践を組み合わせ、重点的に教育を行

いました。

具体的には、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて平成7年に創設された緊急消防援助隊については、登録目標を4,000隊規模に拡大するなど、大規模災害等への対応力を一層強化しようとしています。そこで幹部科では、指揮シミュレーション訓練やロールプレイング方式の図上訓練を緊急消防援助隊の要素を取り入れながら実施するほか、受援体制についてのさまざまな課題の研究・発表を行うなど、緊急消防援助隊の活動における応援・受援能力の向上に力を置いています。

今年度、幹部科の研修は4回実施されますが、今後とも各消防本部の中核幹部職員の育成を図るべく、充実した教育訓練を実施します。



図上訓練(ロールプレイング方式)



指揮シミュレーション訓練

幹部科第2期・警防科第79期成績優秀者

科名(期)	氏名	所属消防本部(都道府県)	科名(期)	氏名	所属消防本部(都道府県)
幹部科 (第2期)	田口 康博	札幌市消防局(北海道)	警防科 (第79期)	岡野 秀明	久喜地区消防組合消防本部(埼玉県)
	岡崎 邦博	伊達地方消防組合消防本部(福島県)		今井 輝彦	千葉県消防学校(千葉県)
	稲垣 正信	東京消防庁(東京都)		中島 立臣	東京消防庁(東京都)
	尾崎 昌寛	相楽中部消防組合消防本部(京都府)		伴野 泰造	静岡市消防防災局(静岡県)
	長谷川孝治	西宮市消防局(兵庫県)		佐藤 拓哉	瀬戸市消防本部(愛知県)
	奥村 聡一	熊本市消防局(熊本県)		光岡 潔和	佐賀広域消防局(佐賀県)

ガス機器による火災及びガス事故の防止

予防課

都市ガスやプロパンガスは、便利で私たちの生活になくしてはならないものですが、取扱いを誤ると火災や爆発などの大きな事故につながります。また、不完全燃焼によって発生する一酸化炭素中毒事故も恐ろしいものです。そこで、ガスを使うときは次の点に注意し、ガスによる火災や事故を防ぎましょう。

ガス機器の正しい取付け

- ① ガスコンロやガスストーブを柱や壁に近づけて使用すると、壁面等を熱に強い材料で覆っていても、内部の木材が炭化して、低温でも発火することがあります。柱や壁などから間隔を取って使用してください。
- ② ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取付け、ひび割れ等の劣化がないか時々点検してください。



ガス機器の正しい取扱い

- ① ガス機器を点火したときは、必ず火がついたかどうか確かめてください。
- ② ガスコンロを使用し、揚げ物等をしている際の火災が多く発生しています。揚げ物等をする際には絶対にその場を離れず、またどうしても離れる場合は短時間であってもコンロの火を必ず消してください。
- ③ 煮炊き等をする際も、鍋に火をつけたら目を離さないようにし、煮こぼれなどによる炎の立ち消えや加熱のしすぎによる空焚き等がないように注意してください。
- ④ コンロの周囲は、整理・整頓に努め、可燃物等に火が燃え移らないように注意してください。
- ⑤ 煮こぼれなどによるガスバーナーの目詰まりは不完全燃焼を起こし、有毒な一酸化炭素を発生させ、一酸化炭素中毒の原因にもなります。日頃から適度な清掃に努めてください。

十分な換気

- ① ガスが燃焼するためには、多量の新鮮な空気を必要とします。空気が不足すると不完全燃焼を起こし、有毒な一酸化炭素が発生するので大変危険です。換気扇を回す、窓を開けるなど換気に心がけましょう。
- ② ガス風呂釜や大型湯沸器等の排気筒が外れていたり、鳥が巣を作るなど物が詰まった状態ですと排気が不十分になり不完全燃焼が起きることがあります。異常を感じたら、直ちに排気筒が正しく取り付けられ、正常な状態にあるか点検してください。

分になり不完全燃焼が起きることがあります。異常を感じたら、直ちに排気筒が正しく取り付けられ、正常な状態にあるか点検してください。

ガス漏れに気づいた時の注意点

ガス漏れなどの異常に気づいた時は、ガスの元栓を閉め、窓を開けて空気の入換えをしてください。また、その際、換気扇、電灯等のスイッチやコンセントプラグには触れないでください。火花が発生し、爆発を起こす危険があります。

地震が発生した時の注意

- ① ガス機器を使用中に地震が発生した場合には、あわてずに火を消し、ガスの元栓を閉めてください。使用中のガス機器に近づけないような揺れの大きな地震の際には、まず身の安全を図り、揺れがおさまった後で対処するようにしてください。使用していたコンロ、湯沸器などは、確実に消火してください。
- ② プロパンガスボンベを使用している場合は、プロパンガスボンベは必ず屋外の風通しのよい日陰に設置し、地震等で転倒しないよう鎖などで固定してください。

安全装置付ガス機器の使用

- ① ガス栓の不完全な閉止、炎の立ち消え、機器の老朽化などによって起きるガス事故を防ぐため、ヒューズコック、マイコンメーター等の安全装置やガス漏れ警報器を設置し、噴きこぼれによる「立ち消え安全機能」、揚げ物等の調理中に油の温度が上がりすぎる前に自動的にガスが止まる「天ぷら油過熱防止機能」などの安全機能がついたガス機器を使用することが有効です。
- ② 安全暖房器具には、地震などの揺れを感じたり、誤って倒した時に自動的に消火する「対震自動消火機能」のほかに、ファンヒーターの消し忘れによる長時間運転時に自動的に消火する「消し忘れ自動消火機能」などがついているものがあります。ガスによる火災・事故を未然に防ぐために、これらのガス機器を積極的に使用すると有効です。

※ 不明な点がありましたらガス会社、プロパンガス販売店あるいは最寄りの消防署に相談して、ガスを正しく使いましょう。



地震発生時の出火防止

防災課

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、293件もの火災が発生し、焼損床面積は83万5,858㎡にも及びました。出火原因としては、電気ストーブや配線などの電気関係や、ガスストーブやコンロなどのガス関係、また、石油ストーブなどが主なものとして挙げられています。

その他にも大正12年の関東大震災、平成5年の北海道南西沖地震などでも、地震による火災が大きな被害をもたらしており、地震発生時に出火防止に努めることが被害を軽減するうえで重要です。

出火防止の対応としては、次のことを心がけ、いざというとき落ち着いて適切な行動がとれるようにしましょう。



1. 初期消火

地震が発生したときは、まず落ち着いて身を守らなくてはなりません。慌てて屋外に飛び出したりせず、丈夫な机やテーブルの下にもぐったり、家具から離れるなどして身の安全を確保し、揺れがおさまったらすぐに火の始末をしましょう。大きく揺れている最中に無理をして火を消そうとすると、熱せられた鍋などがひっくりかえることなどもあり危険です。

万が一、まわりのものに火がついてしまっても、初期のうちには消火器などで十分に消すことができます。大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって燃え広がる前に消火しましょう。

2. 通電火災を防ぐ

電気が復旧したときに、転倒したままの電気器具が作動して火災が発生するなど、停電後の通電により出火する場合があります。避難などで家をあけるときは、電気のブレーカーを一旦遮断し、できれば電気器具のコンセントを抜いていくようにしましょう。通電後は、転倒したままの器具やガス漏れなどがないことを確認してから、ブレーカーを戻すようにしましょう。

3. ガス漏れを防ぐ

最近では、地震による大きな揺れを感知した場合に、自動的にガスの供給を停止するマイコンメーターの設置が進んでいますが、念のため、揺れがおさまった後、元栓を締めてガスの漏えいを防ぎましょう。また、プロパンガスボンベは、転倒防止のためチェーンで固定するなど、普段からの対策に努めましょう。



4. 石油ストーブの対処

最近の石油ストーブは対震自動消火装置が付いているので危険性は少なくなりましたが、過信するのは禁物です。石油ストーブの周囲には燃えやすいものを置かないように心がけましょう。また、避難するときには、石油ストーブの火が消えていることや転倒していないことを確認しましょう。

防火対象物の表示に関するお知らせ

予防課

暫定適マーク制度の廃止について

平成14年の消防法改正により、防火対象物定期点検報告制度（消防法令に適合している一定規模以上の特定防火対象物に「防火優良認定証」または「防火基準点検済証」を表示できる制度）が導入されたことに伴い、これまでに通知にもとづいて実施されていた適マーク制度は、平成15年9月30日をもって廃止されています。

ただし、従来の適マーク制度の対象となっていた旅館ホテル等については、引き続き適マークを表示できる「暫定適マーク制度」が、本年9月30日までの間は運用されています。また、「防火対象物定期点検報告制度」の対象外の旅館ホテル等については、「自主点検報告表示制度」が導入されています。






今秋、暫定期間が終了するにあたり、旅館ホテル等についても平成18年10月1日以降には、暫定適マークの適用がなくなり、防火対象物定期点検報告制度にもとづく表示または自主点検報告表示制度にもとづく表示がなされることになります。



暫定適マーク

防火対象物定期点検報告制度	自主点検報告表示制度
防火優良認定証 防火基準点検済証  	防火自主点検済証 

表示期間について

表示期間	~平成15年9月30日	平成15年10月1日~平成18年9月30日	平成18年10月1日~
防火対象物定期点検報告制度の対象となる旅館ホテル等   	「適マーク」	「暫定適マーク」 継続表示期間(3年間) 消防法にもとづく点検または消防機関の認定により「防火基準点検済証」または「防火優良認定証」を表示できます。	表示できません
上記以外の旅館ホテル等で収容人員30人以上かつ階数が3以上のもの  	「適マーク」	「暫定適マーク」 継続表示期間(3年間) 「防火自主点検済証」を表示できます。	表示できません

(注) 旅館ホテル等以外の用途は、暫定適マークが表示できません。防火対象物定期点検報告制度による「防火基準点検済証」または「防火優良認定証」の表示となります。
 ※防火対象物定期点検報告制度の詳細については、消防庁のホームページをご覧ください。 http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/safety_mark/index.html

火山災害に対する備え

防災課

日本は、世界有数の火山国であり、火山活動に伴う災害がこれまでもたびたび発生しています。近年では、平成12年に有珠山や三宅島で、平成16年に浅間山で噴火が発生しており、平成18年6月には桜島の昭和火口で58年ぶりに小規模な噴火が発生しました。

火山災害に備えるために、国や地方公共団体では、避難施設や防災行政無線の整備などハード面の取組みのほか、ハザードマップの作成と住民に対するその周知、防災訓練の実施、情報収集・伝達や避難誘導體制の整備、観光客・登山者への周知などソフト面の取組みを含めて、火山防災体制の充実強化に努めています。

富士山においては、火山防災対策を広域的に進めていくため、平成16年6月に、富士山ハザードマップ検討委員会により「富士山火山防災マップ（試作版）」（写真参照）が作成され、平成17年7月には富士山火山広域防災対策検討会報告書が示されました。また、平成18年2月の中央防災会議において、富士山火山広域防災対策基本方針が決定されました。

以下のような火山活動への対処を行いながら、火山がもたらす自然景観や温泉などの恵みと共生することが必要です。

1. 日頃からの心構えと準備

- (1) 火山活動は、溶岩流、火砕流、土石流、泥流や噴石、火山灰、火山ガスのほか、山崩れや津波など、火山の性質及び地域の特性に依りて様々な災害をもたらします。それぞれの特徴を知り、いざというときの対応力を身に付けておきましょう。
- (2) テレビ・ラジオや地域の防災行政無線などから伝えられる火山観測情報、臨時火山情報、緊急火山情報等の火山情報に耳を傾ける習慣をつけておきましょう。特に、浅間山、伊豆大島、阿蘇山、雲仙岳、桜島などの12火山では、現在気象庁から火山活動の程度と防災対応の必要性を数値で表す火山活動度レベルが示されているので、こちらも参考にしましょう。
- (3) 根拠のない流言やデマに惑わされず、公的機関が発表する正確な情報にもとづいて行動しましょう。

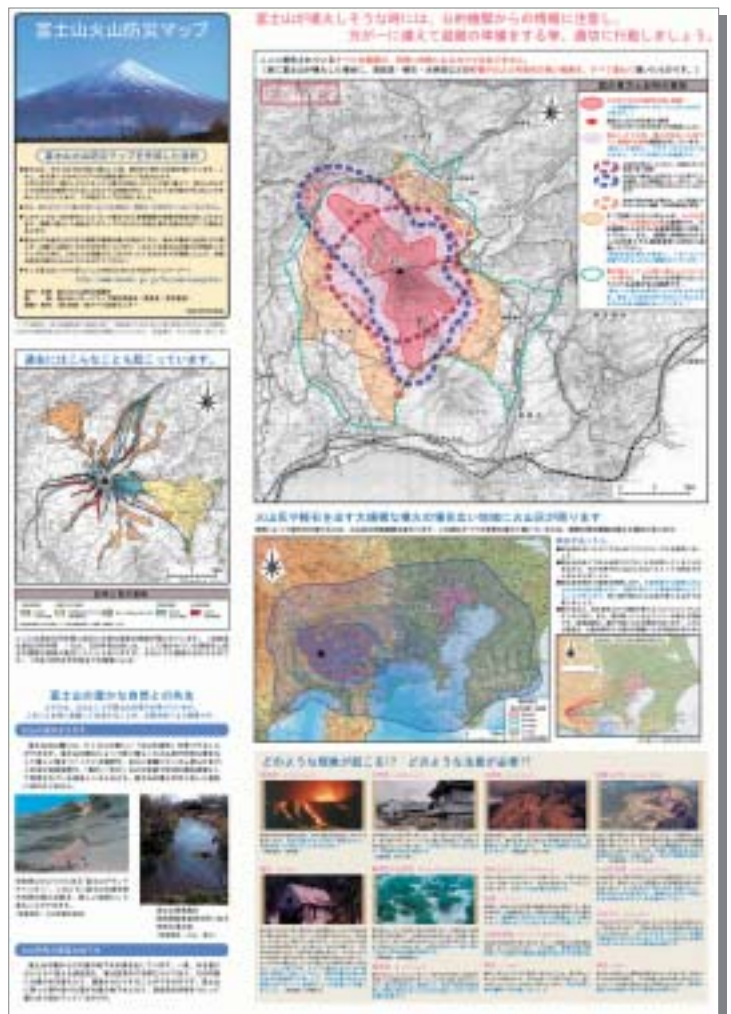
2. 噴火が始まったら

- (1) 災害の状況を軽く見ず、防災関係機関の広報に注意し、避難の勧告や指示が出された場合は速やかに従いましょう。なお、周囲の状況からみて危険と判断した場合には、避難の勧告や指示を待つことなく、自主的に避難しましょう。
- (2) お年寄りや子ども、病人、体の不自由な方など災害

- 時要援護者のいる家庭は、特に早めに避難しましょう。
- (3) 火砕流・土石流は速度が速いため、流れに背を向けて逃げたのでは巻き込まれてしまいます。流路から直角へ遠ざかる方向に避難しましょう。
 - (4) 噴石などが降ってきたら、岩かけや丈夫な建物に身を寄せましょう。
 - (5) 海沿いの火山の場合は、噴火に伴って津波が発生することがあるので、防災関係機関の情報に注意するとともに、危険を感じたら高い所へ避難しましょう。

3. 噴火が落ち着いて

- (1) 警戒区域が設定されたり、避難勧告が出されている場合には、解除されるまでその対象地域に立ち入らないようにしましょう。
- (2) 山腹に降り積もった火山灰等が降雨によって流れ下ることがあるので、土砂災害に注意しましょう。



富士山火山防災マップ（試作版）

第11回 防災まちづくり大賞募集!!

防災課

1 事業目的

阪神・淡路大震災や近年の大規模な災害の教訓を踏まえて、全国各地で防災対策の強化を図るための取り組みが進められていますが、防災力の向上を図るためには、防災に直結する優れた事業の実施はもちろんのこと、まちづくりや住民生活等において防災に関する視点を盛り込んでいくことが重要です。

「防災まちづくり大賞」は、「一般部門」「防災情報部門」「住宅防火部門」の3部門を通じて地方公共団体や自主防災組織等における防災に関する優れた取り組み、工夫・アイデア等、防災に関する幅広い視点からの効果的な取り組みを表彰し、紹介することによって地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的としています。



防災まちづくり大賞シンボルマーク

2 表彰の部門

(1) 一般部門

① 防災ものづくり

防災関係の施設整備、道路や公園、建築物、植樹などにおける防災面での配慮など、ハード面を中心とする「防災まちづくり」に関する取り組み。

② 防災ことづくり

地域における自主防災活動など、ソフト面を中心とする「防災ことづくり」に関する取り組み。

③ 防災ひとづくり

防災に関わる人材の育成や人々の災害対応能力を高めるための教育訓練、講座・研修などの「防災ひとづくり」に関する取り組み。

(2) 防災情報部門

防災に関する普及啓発・広報などの活動や災害・防災情報の収集・伝達体制の整備などの「防災情報」に関する取り組み。

(3) 住宅防火部門

行政及び関係機関と連携を図り、地域における住宅防火対策を通じて災害に強いまちづくりを推進する取り組み。

3 表彰の種類

総務大臣賞については、防災まちづくり大賞全体を通じて選定するものとし、各部門から必ず選出するものではない。なお、表彰受賞団体については、副賞を贈呈するものとする。

一般部門：消防庁長官賞

消防科学総合センター理事長賞

防災情報部門：消防庁長官賞

消防科学総合センター理事長賞

住宅防火部門：消防庁長官賞

日本消防設備安全センター理事長賞

4 応募方法

防災まちづくり大賞をより多くの人々に知ってもらい、優良な事例の掘り起こしを図るために、都道府県の推薦による応募のほか、自薦による応募を受け付けます。応募方法は、財団法人消防科学総合センターホームページ(<http://www.isad.or.jp>)または住宅防火対策推進協議会ホームページ(<http://www.jubo.go.jp>)に登載の様式に従い、必要事項を記入の上、資料があれば併せて下記まで郵送して下さい。なお、応募様式と記載要領は、各都道府県消防防災主管課でも入手できます。

5 締め切り

平成18年9月29日(金)

6 主催関係

主催：

総務省消防庁、財団法人消防科学総合センター、住宅防火対策推進協議会

後援：

日本放送協会、社団法人日本民間放送連盟、社団法人日本新聞協会、

社団法人日本インターネットプロバイダー協会

7 応募先及び問い合わせ先

財団法人消防科学総合センター

研究開発部調査研究課 担当：小松

住所：〒101-0005 東京都三鷹市中原3-14-1

TEL：0422-49-1113 FAX：0422-46-9940

E-mail：machi@isad.or.jp

消防庁人事

平成18年7月31日付

氏名	新	旧
斎藤 秀生	出向（総務省大臣官房付）（徳島県理事へ）	消防・救急課理事官
西野 聡	出向（防衛庁防衛政策局防衛計画課統合計画班長へ）	国民保護・防災部防災課国民保護室課長補佐
須藤 彰	国民保護・防災部防災課国民保護室課長補佐	防衛庁長官官房秘書課

平成18年8月1日付

渡邊 洋己	併任解除	予防課危険物保安室長 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室長
田中 豊	国民保護・防災部防災課防災情報室長	総務省大臣官房付
下仲 宏卓	消防・救急課課長補佐	国民保護・防災部参事官補佐 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐
井内 努	出向（厚生労働省医政局医事課長補佐 併任 医政局医事課試験免許室医事資格審査専門官 併任 医政局医事課医師臨床研修推進室医師臨床研修専門官 併任 医政局総務課医療安全推進室へ）	消防・救急課救急専門官 併任 消防・救急課救急企画室課長補佐
荒木 裕人	消防・救急課救急専門官 併任 消防・救急課救急企画室課長補佐	厚生労働省大臣官房厚生科学課長補佐
松本 浩典	出向（総務省人事・恩給局総務課課長 併任 人事・恩給局退職手当第一係 併任 人事・恩給局退職手当第二係 併任 人事院事務総局職員福祉局生涯設計課付へ）	消防・救急課
旗野 敏行	消防・救急課	総務省大臣官房秘書課
石山 英顕	国民保護・防災部参事官補佐 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
加藤 直明	出向（総務省情報通信政策局情報流通振興課制度係長へ）	国民保護・防災部防災課防災情報室通信管理係長
齋田 信二郎	国民保護・防災部防災課防災情報室通信管理係長	総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室防災通信係長
江口 友之	国民保護・防災部防災課防災情報室	総務省大臣官房秘書課

平成18年8月4日付

大森 丈義	出向（防衛庁陸上幕僚監部装備部装備計画課輸送室長へ）	国民保護・防災部防災課国民保護運用室長
佐藤 正典	国民保護・防災部防災課国民保護運用室長	防衛庁陸上幕僚監部運用・支援情報部付

7月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防応第102号	平成18年7月3日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁応急対策室長	消防広域応援交付金交付規程の改正について(通知)
消防技第38号	平成18年7月6日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防技術政策室長	「消防防災科学技術研究推進制度」における平成18年度公募課題の審査結果について(通知)
消防消第104号	平成18年7月12日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	市町村の消防の広域化の推進について
消防災第275号	平成18年7月14日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	消防団員確保の更なる推進について(通知)
消防消第106号 消防情第144号	平成18年7月19日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁防災情報室長	消防救急無線のデジタル化整備スケジュールについて(通知)
消防消第107号 消防災第285号	平成18年7月20日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁防災課長	消防活動等における消防職団員の安全管理の再徹底について
消防予第295号	平成18年7月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成16年消防庁告示第9号)及び消防用設備等の点検要領の一部改正について
消防災第301号	平成18年7月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	豪雨災害に対する避難体制の整備などについて

追悼



故 消防司令長 百瀬 友明氏

昭和31年3月13日生
昭和49年4月1日採用

松本広域消防局消防司令長百瀬友明氏(49歳)は、平成17年12月5日塩尻市で発生した建物火災現場において消防活動に従事していたところ、敷地内の古井戸に転落し、その職に殉じられました。

市民の生命、身体及び財産を守るため、一身の危険を顧みることなく、火災の制圧に努められた崇高な精神に敬意を表し、心からご冥福をお祈りいたします。

氏は、従七位、旭日双光章に叙され、また、消防庁では氏に対し、消防庁長官表彰(顕功章)を授与し、その功労を称えることとしました。

編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)
電 話 03-5253-5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

編集協力／(株)近代消防社